

【共通】ジェンダー平等

1. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現を求める取り組み

社会が内包するジェンダー不平等について、様々な角度からの是正を求める取り組み。
あわせて、基本的法改正を働きかける取り組み。

重点 29 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

ジェンダー平等社会の実現に向け、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の浸透をはかるとともに、女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。

また、その基礎資料とするため、様々な統計情報について SOGI に配慮したジェンダー情報とのクロス集計を可能とし、ジェンダーによる差異や不平等状況の把握に活用ができるよう必要な修正を行うこと。

※横浜市：第5次横浜市男女共同参画行動計画

川崎市：第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

相模原市：第3次さがみはら男女共同参画プラン

〔神奈川労働局〕

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別を排すること。

また、その基礎資料とするため、様々な統計情報について SOGI に配慮したジェンダー情報とのクロス集計を可能とし、ジェンダーによる差異や不平等状況の把握に活用ができるよう必要な修正を行うこと。

重点 30 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントはもちろん、就職活動時や選挙運動時も含むあらゆるハラスメントを排し、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

あわせて、就労の継続を希望するすべての人が仕事と育児や介護等の両立を実現するために、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

また、これらの根底に残存し、直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。

重点 31 〈継続〉

〔神奈川県〕

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、県が率先して連携に向けた取り組みを進めるとともに、都道府県間連携に向け県としての制度導入を検討すること。さらに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

〔横浜市、川崎市、相模原市〕

県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、連携に向けた取り組みを進めるとともに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

一般

- 県および自治体に設置する公的審議会、各種行政委員会等への女性の登用を目標設定に基づいて進め、50%をめざすこと。
- 県内における女性管理職（女性幹部職員）の割合について、その割合が50%となるようめざすこと。そのため、男性の育休取得促進をはじめとする家族的責任を担う割合を増やし、男女ともに長期休業からの復帰をしやすい仕組みをつくるなど、女性がキャリアを継続できる支援体制を構築すること。
- 性別を問わず、誰もが自己実現の可能な社会システムを確立するために、性別役割分担意識と慣習を温存する税制および民法などの法律の改正を働きかけること。
- 労働環境が男性中心型となっている慣行を見直し、男女ともに育児・介護をはじめとした家庭生活に積極的にかかわることおよび自己実現に向けた人生選択ができるよう、長時間労働の抑制や勤務間インターバルなど、働き方について啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進していくこと。
- 生活の変化に応じた多様な働き方の選択を可能にするとともに、適正な処遇・労働条件の確保と、女性の能力発揮の促進をはかれるよう環境を整備すること。
- 「小1の壁」「小4の壁」など、仕事と育児の両立支援に向け、退職を選択することがないよう、部分休業枠の拡充など、必要な対策を講じること。
- 「育児と介護」のダブルケアを担う労働者が増加している。介護離職を防止し、若年者の継続就業を支援する施策を実施すること。
- 議会における働き方改革を進め、選挙運動期間、議員としての活動期間を通して性別を問わず家庭と仕事との両立が可能となるよう検討を進めること。
- 人権としての性を尊重し、性の商品化の氾濫について、新たなメディアなどにも自主規制を促すとともに、相談窓口の設置および充実をはかり、性の商品化を許さない社会風土を確立すること。

- その人がその人らしく生きる力を獲得するため、人間関係、ジェンダー理解、暴力と安全確保、性と生殖に関する健康など8つをコンセプトとしてユネスコが提唱する包括的性教育を推進すること。
- 性的マイノリティに関する認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況であることから、引き続き地域社会や職場、教育現場において、お互いの人権と多様性が尊重される社会の実現をめざし、普及啓発を充実すること。